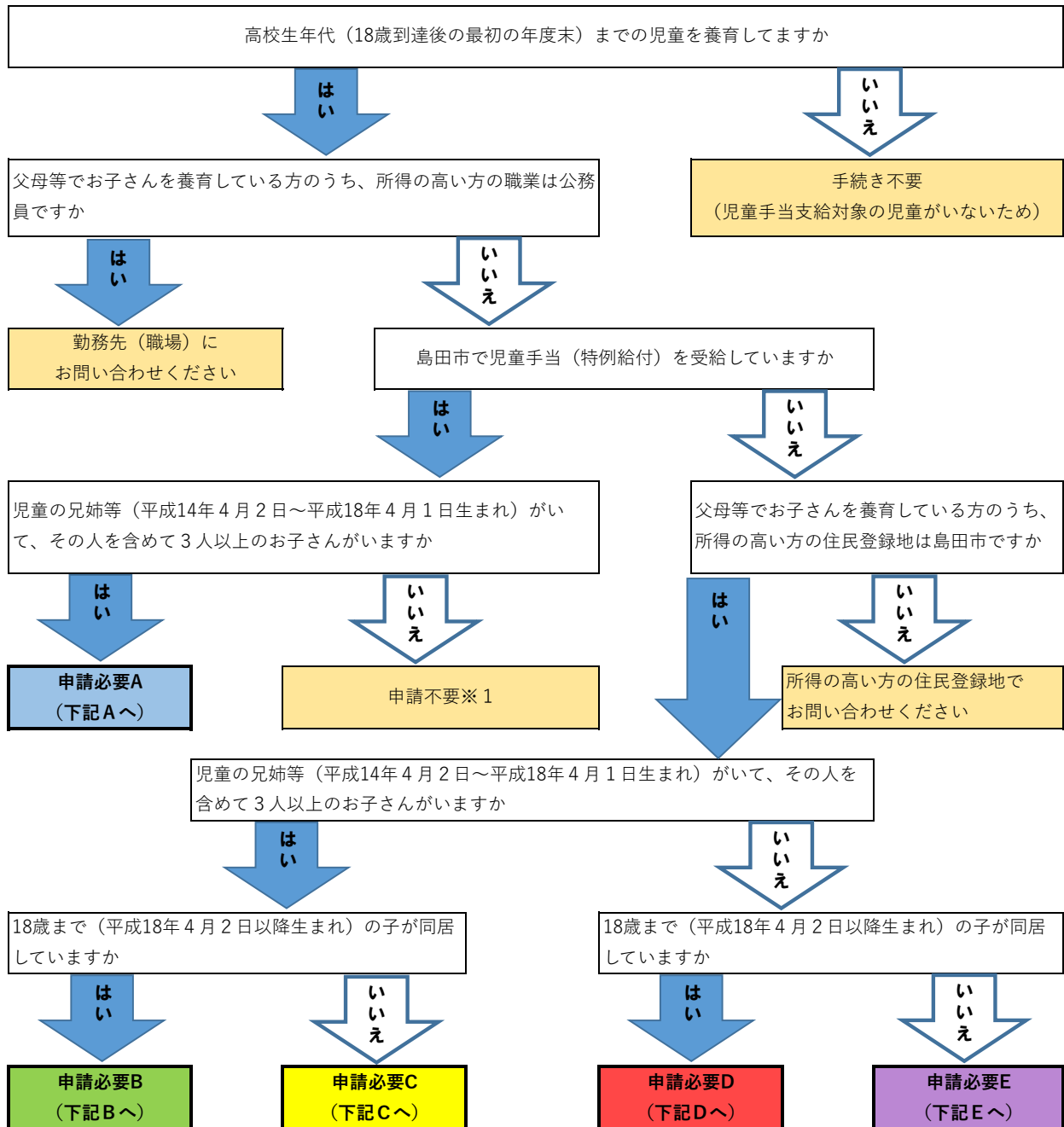


# 申請手続きフローチャート・必要書類



※1 現在、島田市で児童手当・特例給付を受給している方は、原則申請手続きは必要ありません。

申請対象者A～Eに該当する方は、申請が必要です。

制度拡充により児童手当の月額が増額対象となる方（現在児童手当・特例給付を受給しており、高校生年代の子がいる世帯・第3子以降の子がいる世帯、特例給付を受給している世帯）は、職権で増額とし、額改定認定通知書を12月中旬までに送付します。

申請対象者A	○監護相当・生計費の負担についての確認書 ○子の在留カードの写し（外国籍の子が市外で別居している場合のみ必要）
申請対象者B	○児童手当認定請求書 ○監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要） ○請求者の健康保険証の写し ○請求者の通帳又はキャッシュカードの写し ○子の在留カードの写し（外国籍の子が市外で別居している場合のみ必要）
申請対象者C	○児童手当認定請求書 ○監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要） ○請求者の健康保険証の写し ○請求者の通帳又はキャッシュカードの写し ○子の在留カードの写し（外国籍の子が市外で別居している場合のみ必要） ○別居監護申立書（支給対象児童のうち、住民票上、別居している児童分を記入）
申請対象者D	○児童手当認定請求書 ○請求者の健康保険証の写し ○請求者の通帳又はキャッシュカードの写し
申請対象者E	○児童手当認定請求書 ○請求者の健康保険証の写し ○請求者の通帳又はキャッシュカードの写し ○子の在留カードの写し（外国籍の子が市外で別居している場合のみ必要） ○別居監護申立書（支給対象児童のうち、住民票上、別居している児童分を記入）